

一宮監公表第7号

平成28年1月4日

一宮市監査委員	佐藤	章次
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	森	利明
一宮市監査委員	平松	邦江

一宮市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

# 一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

## 1 措置請求の概要

(1) 平成 27 年 11 月 5 日、一宮市居住の a 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

(2) 請求書に記載された請求の要旨、事実を証する書類として提出されたものは、別紙のとおりである。

## 2 監査の実施

### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 27 年 12 月 2 日に陳述を聴取した。

陳述に際して、「平成 27 年 11 月 6 日付け 27 一宮子育て第 421 号市民ポストの回答」等が新たな証拠として提出された。

### (2) 監査対象事項

本件監査請求の内容及び陳述等から、監査対象事項を次のとおりとし、監査を実施した。

①ちびっ子広場の看板の設置及び訂正に係る違法、不当な公金の支出

②同看板の設置及び訂正に係る違法、不当な契約の締結、履行

なお、本監査においては、不必要、不適切な看板の撤去及び原状復帰、随意契約における一宮市契約規則等の徹底、不適切な虚偽工事を行った者の指名業者からの除外は、当該財務会計上の行為に対して講ずる措置にはあたらないので、監査対象事項としない。

### (3) 関係職員の事情聴取及び関係書類の調査

本件の対象となっているちびっ子広場の所管課である子育て支援課を監査対象とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、福祉

こども部長、福祉こども部次長、子育て支援課長及びその他関係職員から事情聴取を行った。

### 3 事実の調査

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取により得られた結果は、次のとおりであった。

#### (1) ちびっ子広場の設置及び管理について

##### ア ちびっ子広場について

一宮市児童遊園・ちびっ子広場管理運営要綱第2条第3号で、ちびっ子広場は、「子育て支援課の所管する児童の遊び場であって児童遊園以外の施設」と定義している。そのうち、「一宮市ちびっ子広場設置要綱の規定により地域の合意に基づき民有地に設置された児童の遊び場であって、市が設備した施設」を一般ちびっ子広場、「市が市有地（市が有償で借りている土地を含む。）に設置した児童の遊び場又は市が譲渡を受けた児童の遊び場」を特定ちびっ子広場と定義している。

本件のちびっ子広場は、市が譲渡を受けた特定ちびっ子広場で、その土地は市の行政財産である。

##### イ ちびっ子広場の管理運営について

一宮市児童遊園・ちびっ子広場管理運営要綱第3条第2項で、「児童遊園及び特定ちびっ子広場の管理運営は、原則として地域に委託するものとする。」と定められている。また、同要綱第4条第1項で、「児童遊園等に地域を代表する管理者及び利用責任者を置く。」、同条第2項で、「管理者は、町会長又は町会長から委嘱された者とする。」と定められている。

本件ちびっ子広場の管理運営は、地域に委託されており、管理者は町会長とすることが、平成27年5月3日付け児童遊園・ちびっ子広場管理者・利用責任者報告書により町会長から市に報告されている。

#### (2) 看板の設置及び訂正に至る経緯について

関係職員からの事情聴取により得られた結果は次のとおりであった。

##### ア 本件ちびっ子広場の看板設置及び訂正に至る経緯について

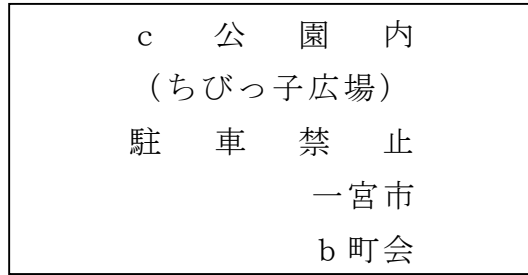
- ① 5月12日、町会長から地域の意見として、ちびっ子広場内に駐車する車があつて困っているため、駐車禁止の看板を設置して欲

しい旨の相談があった。

- ② 5月14日、ちびっ子広場は、子どもの安全な遊び場として設置しているものであり、安全確保のために対策を講ずる必要があると判断し、看板のサイズ、文言及び材質を本件契約業者A社（以下、「A社」という。）に口頭で指示し、看板見本図の作成と見積書の提出を依頼した。なお、本件契約業者の決定については、後述する。
- ③ 5月26日、現地で、担当職員、町会長立会いのもと、A社と打合せを行い、看板見本図のとおり施工することを確認した。
- ④ 看板の施工が完了したため、6月9日、完成検査を行った。設置した看板の内容は、次のとおりである。

警 告
当公園及び当住宅周辺道路 は、町内関係者以外は、 駐車を禁ずる。
b 町会長

- ⑤ 6月25日、請求人から、町会長名で駐車許可証が発行されており、ちびっ子広場が地域住民の駐車場となっているなどの指摘を受けた。実際に駐車許可証を掲げた車が駐車している状態であれば問題であるので、これが事実であるならば、看板の文言を改めるべきであると課内で検討したものの、事実関係の確認については、地域との信頼関係を損ねかねないため慎重に対応することとし、現地調査は行わなかった。
- ⑥ 7月上旬、請求人から、駐車許可証を掲げた駐車車両の写真の提示を受けたので、担当職員が町会長に連絡を取り、駐車許可証の交付の事実を確認し、駐車許可証の交付をやめてもらうよう依頼した。
- ⑦ 数日後、A社に看板の訂正に係る施工を依頼した。
- ⑧ 看板の施工が完了したため、8月5日、完成検査を行った。訂正した看板の内容は、次のとおりである。



#### イ 町会長名での看板の設置について

ちびっ子広場内に設置する看板は、施設の名称等を公示する目的ではなく、あくまでも各種注意喚起をしてちびっ子広場が安全、適切に利用されるようにすることが目的で設置するため、利用者や地域に効果的な表現であることを重視している。看板の設置者名については、「町内会名」「町会長名」等は、地域の意思であることを明らかにする点で有効であり、「一宮市」「一宮市長」「子育て支援課」等は公的な意思表示であることを明らかにする点で有効と考えている。本件では地域の意向を尊重し、この広場の管理者である「町会長」としたとしている。

#### ウ 看板の文言について

看板の「町内関係者以外は」という文言については、災害時等の緊急時に必要になる場合があり得るので例外的な使用まで排除してほしくないという趣旨の要請を町会長から受け、地域の意向を尊重するものとしたとしている。

ちびっ子広場が地域住民の駐車場となったことについて、「町内関係者以外は、駐車を禁ずる。」との看板の文言は、後から考えれば、「町内関係者は駐車が可能」と読み取れるかもしれないが、看板を設置する時点では、町内関係者がこれを逆手に取ってそのように解釈するとは考えられず、ましてや、もともとちびっ子広場内に駐車する車があって困っているとの地域の要望に応じて看板を設置したにも関わらず、町会長名で駐車許可証が発行され、地域住民の駐車場となることは予見できなかったとしている。

しかしながら、「町内関係者以外は」との表現が、結果的に駐車許可証の発行に結びついたこと、「当住宅周辺道路」が公道であるにも関わらず、「駐車禁止」としたことは行き過ぎた表現であったことを認め、文言の修正が必要であると判断し、修正した。

看板の修正後、ちびっ子広場に駐車する車はなく、看板の設置については一定の効果があつたとしている。

エ 訂正された看板に、当広場を「c公園」と表示したことについて

「c公園」と表示したことについて、当該団地が「c」という名前で通っており、「c公園」とした方が、地域に対して効果的であると町会長から提案があり、「c公園内(ちびっ子広場)駐車禁止 一宮市 b町会」とした。「ちびっ子広場」という名称自体、広く浸透しているわけではなく、条例で明確に定められているわけではないので、名称に固執することなく、看板設置の目的が達せられることを第一に考えたとしている。

なお、市の公有財産台帳及び子育て支援課の児童遊園・ちびっ子広場台帳を確認したところ、「dちびっ子広場」と登録されている。条例で名称は定められていない。

(3) 当初の看板設置に係る契約締結及び履行について

ア 随意契約による契約の締結について

支出負担行為決議書に添付されている工事（修繕）施行伺兼支出負担行為決議書付表（以下、「付表」という。）を確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約により契約締結がなされていた。

付表の内容（抜粋）は、次のとおりである。

工 事 名	b町「警告」看板設置工事
工 事 場 所	(省略)
工 事 期 間	平成27年5月28日から平成27年6月9日まで
設 計 金 額	設計書省略
契 約 方 法	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による 随意契約
請負代金額	72,684円（うち消費税等5,384円）
請 負 者 名	A社
施 行 理 由	広場が安全に使用されるよう、看板を設置するもの。 (緊急性を有するため見積書の徴収は1者)
起 案	H27.5.26 上の工事を施行してよろしいか。

この付表自体は決裁が採られておらず、支出負担行為決議書に添付して見積書とともに担当課長までの決裁が採られている。

また、看板設置の可否、見積書提出依頼及び契約締結について、決裁は作成されておらず、意思決定がされたかどうか不明瞭な状態となっている。

イ 1者からの見積りによる契約締結について

1者見積りにより契約を締結した理由として、付表の施行理由欄には「緊急性を有するため」の記載がある。

関係職員からの聞き取りによれば、ちびっ子広場は、地域と密接な関係にある施設であり、児童の遊び場として設置している場所が、地域から指摘をされいながら、対応前の事故等により児童の安全が脅かされることのないよう、可能な限り速やかな対応を取る必要があることから、緊急性があるとしている。

ウ 見積り及び業者の選定について

関係職員からの聞き取りによれば、A社が安価であるとの情報が職員間であり、過去に施工した類似の看板設置工事の金額を比較、検討し、選定したとしている。

担当課が比較、検討した過去の実績は、次のとおりである。

業者	内容	単価
A社	「タバコのポイ捨て……」 アルミ複合板 3mm厚 60×45センチ 切り文字 1色 四隅に穴あけ	4,800円
B社	「ボール遊び 禁止！！」 3枚 「車に注意！飛び出すな！！」 1枚 アルミ複合板 3mm厚 60×45センチ	8,000円

本件看板設置に係る具体的な施工内容については、担当職員が、サイズ、看板の文言、材質はアルミ複合板 3mm厚とすることをA社に口頭で指示し、看板見本図の作成と見積書の提出を依頼した。その後、

現地で、町会長立会いのもと、A社と打合せを行い、看板見本図に基づき、設置位置の確認をしたとしている。

看板見本図は、看板の文言と看板のサイズ、支柱の高さを図示した内容となっていた。

見積書の内容は、次のとおりである。

商品番号・商品名	数量	単価	金額	備考
b町「警告」看板用パイプ 40ミリ角スチールフレーム パイプ塗装	2	10,500 円	21,000 円	2台
b町「警告」看板設置施工	1	32,000 円	32,000 円	1式
合計				
税抜	53,000円			
消費税8%	4,240円			
総額	57,240円			

商品番号・商品名	数量	単価	金額	備考
b町「警告」看板台紙 「警告」 アルミ複合板3mm厚 70×50センチ	2	7,150 円	14,300 円	2枚
合計				
税抜	14,300円			
消費税8%	1,144円			
総額	15,444円			

なお、当市の入札参加資格者名簿を確認したところ、A社は、製造・販売業務として、一般印刷、出版・製本、フォーム印刷、軽印刷、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、ゴム印・印章の営業種目を登録している。

#### エ 履行確認について

担当課長に任命された検査員（担当課職員）が現地に赴き、完成検査を行っており、付表には、「本工事が完成したことを認める。」とし、



検査日と検査員の押印がされていた。

請求人が、請求の要旨の中で、「仕様書において、看板の基礎部分の、地中の寸法、基礎部分の素材及び寸法が明記されていない」と主張していることについては、本件では仕様書での指定をしていないが、A社に現場を確認させた上で基礎部分の施工も含む見積書を提出させており、きちんと固定されているか、危ない施工になっていないかなど、施工時や完了後に確認しているとのことであった。

#### オ 支出の手続について

当該支出負担行為は、需用費の施設修繕料として法令又は予算の定めるところに従って行われており、支出負担行為決議書は適切な時期に決裁されていた。支出命令書に添付されている請求書についても、請求書の要件を具備していた。支出命令についても、一宮市会計に関する規則の定めるところに従って、支出命令書は調製されており、決裁、会計管理者による審査にも特に不備はみられなかった。

### (4) 看板の訂正に係る契約締結及び履行について

#### ア 随意契約による契約の締結について

当初設置の看板と同様、付表は作成されているが、決裁が採られず、支出負担行為決議書に添付して、見積書とともに担当課長までの決裁が採られている。付表を確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約により契約締結がなされていた。

付表の内容（抜粋）は、次のとおりである。

工 事 名	b町c公園内ちびっ子広場「駐車禁止」看板修繕
工 事 場 所	(省略)
工 事 期 間	平成27年7月21日から平成27年8月5日まで
設 計 金 額	設計書省略
契 約 方 法	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による 随意契約
請負代金額	14,040円（うち消費税等1,040円）
請 負 者 名	A社
施 行 理 由	広場内の看板を修繕するもの。 (緊急性を有するため見積書の徴収は1者)

起 案	H27. 7. 17 上の工事を施行してよろしいか。
-----	-------------------------------

#### イ 見積りについて

関係職員からの聞き取りによれば、看板の訂正に係る内容の検討では、当初からアルミシートの貼付けでの施工を予定していたとしている。具体的な施工内容については、担当職員が、サイズ、看板の文言、材質は看板に貼り付けるアルミシートとすることをA社に口頭で指示し、看板見本図の作成と見積書の提出を依頼したとのことである。

看板見本図は、看板の文言と看板のサイズを図示した内容となっていた。

見積書の内容は、次のとおりである。

商品番号・商品名	数量	単価	金額	備考
b 町 c 公園内 ちびっ子広場「駐車禁止」 看板修繕 アルミ複合板 3 m m 厚 70×50 センチ 1 色	2	6,500 円	13,000 円	2 枚
合計				
	税抜	13,000 円		
	消費税 8 %	1,040 円		
	総額	14,040 円		

見積書の「アルミ複合板 3 m m 厚」との記載については、A社にアルミシートの貼付けという内容で見積りを依頼したが、見積書に「アルミ複合板 3 m m 厚」と表記がされているのに気付かず、支出負担行為決議書に添付し、決裁がなされたものであるとのことであった。

#### ウ 履行確認について

担当課長に任命された検査員（担当課職員）が現地に赴き、アルミシートの貼付けでの施工が完成したとして、完成検査を行っており、付表には、「本工事が完成したことを認める。」とし、検査日と検査員

の押印がされていた。

#### エ 支出の手続について

当該支出負担行為は、需用費の施設修繕料として法令又は予算の定めるところに従って行われており、支出負担行為決議書は適切な時期に決裁されていた。支出命令書に添付されている請求書についても、請求書の要件を具備していた。支出命令についても、一宮市会計に関する規則の定めるところに従って、支出命令書は調製されており、決裁、会計管理者による審査にも特に不備はみられなかった。

### 4 判断

#### (1) 看板の設置及び訂正に係る違法、不当な公金の支出について

本件請求の対象となるちびっ子広場は、管理運営を地域に委託しており、地域の協力を得て管理運営がなされている。当該看板は、町会長から地域の意見として、ちびっ子広場内に駐車する車があつて困っているため、駐車禁止の看板を設置してほしいとの要望を受け、市が必要であると判断し、設置したものである。児童の身近な遊び場であるちびっ子広場の安全を確保するために、看板を設置したことは、妥当性があると認められる。また、請求人が、町会長名で設置することが不適切であると主張していることについては、地域と協力して管理運営を行っているちびっ子広場の特性を鑑み、啓発、注意喚起の点でより効果的であると市が判断し、町会長名で設置したことは理由があるものであり、それ自体に問題があるとは言えない。

次に、当看板の「町内関係者以外は、駐車を禁ずる。」という文言については、普通に読めば、町内関係者であれば、緊急時に限らず日常的に駐車が可能であると解釈できることから、不適切な内容であり、文言を決定する過程において過失があつたと言わざるを得ない。

しかしながら、看板の文言は、職員の判断に慎重さを欠く部分があつたと言えるものの、地域の意向に配慮した結果であり、職員の故意によるものではなく、重大な過失があつたとまでは言えない。

看板の訂正については、当初から適切な文言で設置していれば必要がなかつた行為であると考えられるものの、ちびっこ広場が地域住民の駐車場となつたことを是正するための行為であり、職員の事務処理上の誤りを是正するために行う行為は、市として必要な行為であると

認められる。看板の訂正後、駐車する車がなくなったことを鑑みれば一定の効果があつたと言え、このことに対する費用は、違法又は不当な公金の支出に当たらないと判断する。

当広場を「c公園」と表記したことについては、地域からの要望を受けたものであり、当該看板の目的、性質、設置に至った経緯等を総合的に考慮すると、広場の名称を理由に、看板の設置自体に問題があるとは言えない。

本件看板の設置及び訂正に係る施設修繕料については、法令又は予算の定めるところに従い支出負担行為が行われており、請求書を受けて、支出しているものであり、適切な支出手続がなされていると言える。

以上、本件ちびっ子広場の看板の設置及び訂正に係る違法、不当な公金の支出は認められないと判断する。

(2) 看板の設置及び訂正に係る違法、不当な契約の締結、履行について

普通地方公共団体が行う契約は、原則一般競争入札による締結とされ、随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する場合に限られている。このうち、第1号は「予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」であり、本市においては、一宮市契約規則第54条で定められており、本件のような修繕料について、随意契約によることができる限度額は、130万円と定めている。したがって、予定価格が130万円を超えない場合であれば、第2号以下の各号に規定する要件について判断するまでもなく、随意契約できると言える。本件については、両者とも130万円を超えない額の契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき契約を締結していることは適法である。

次に、1者からの見積りによる随意契約を締結している点について、判断する。

一宮市契約規則第55条第1項で、「随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者に見積書を提出させなければならない。」と定められている。

本件の契約に当たり、市が1者からの見積りによる随意契約とした

のは、児童の遊び場であるちびっ子広場の安全性の確保には、迅速な対応が求められることから、緊急性があったと判断したためである。市の「建設工事に係る随意契約ガイドライン」では、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の見積書の取扱いとして、1者からの見積りで処理することができるとしているが、注釈で、「災害時、競争に付す時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきでない。」としており、本件の緊急性については、疑義が生じるころである。

しかしながら、2者以上から見積りを提出させていないものの、過去の実績から判断し、比較的安価で施工できる1者を選定し随意契約を行っており、競争性はないが、経済性を無視しているものではなく、不利な価格によって契約を締結しているとまでは言えない。

次に、請求人が、「不適切な虚偽工事を行った者に見積書の内容とは異なる工事分の返還を求める」と主張していることについて判断する。

請求人は、見積書の内容とは異なる工事を行ったとする理由を、「見積書におきまして、アルミ複合板3ミリ厚とありますが、実際に行われた工事は粘着アルミシート（0.2ミリ）にオフセット印刷されたものが、当初の看板に貼り付けただけのものでした。」としている。

訂正看板の仕様については、サイズと文言が記載された看板見本図はあるものの、具体的な施工内容は記載されておらず、また、関係書類にも記載がなく、不明瞭な状態となっている。市は、当初からアルミシートの貼付けでの施工を予定しており、A社にもアルミシートの貼付けという内容で見積りを依頼したもので、見積書に「アルミ複合板3mm厚」と誤記されているのに気付かず、決裁がされたものであるとしている。そこで、見積り金額について当初の看板と訂正看板とを比較してみると、当初の看板では、看板台紙の単価が7,150円と記載されているのに対し、訂正看板では、単価が6,500円と記載されている。ただし、当初の看板の見積り内容から、施工料が単価に含まれていないと判断できるのに対し、訂正看板の見積りについては施工料込みの単価であることを鑑みると、台紙そのものの単価は見積書に記載されている単価よりもさらに安い金額であると推察される。したがって、訂正看板の施工については、当初からアルミ複合板での取替ではなく、アルミシートの貼付けでA社に依頼していたとする市の主張

には合理性があると認められ、アルミシートの貼付けで施工したことは、違法、不当な契約の履行には当たらないと言える。

以上、本件看板の設置及び訂正に係る違法、不当な契約の締結、履行は認められないと判断する。

## 5 結論

以上述べたとおりであるので、「不必要、不適切な看板の執行予算の返還を求める」及び「不適切な虚偽工事を行った者に見積書の内容と異なる工事分の返還を求める」とする請求については、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。

## 6 監査委員の意見

本件請求に基づく監査を実施し、調査した内容について、看過できない事実があると考え、以下に、意見を述べる。

看板設置に係る事務において、一連の意思決定過程における決裁文書が作成されていない点、契約事務の手續において、見積書提出依頼に係る決裁文書及び契約締結に係る決裁文書が作成されていない点、看板の訂正工事に際し、誤記を見落とし見積書を受領している点など、不適切な事務処理があった。関係職員に猛省を求めるとともに、本件請求を今後の業務に活かされたい。

また、本件契約事務においては、緊急性を有することを理由として1者からの見積りにより契約を締結している。しかしながら、市の「建設工事に係る随意契約ガイドライン」の注釈に、「災害時、競争に付す時間的余裕がないときのほかは適用せず」との記載があることから、緊急性を理由とした随意契約には疑義が残る。本件請求を受け、随意契約のみならず契約事務全般において、競争性、公正性、透明性が確保され、適正かつ円滑に運用されるよう十分検証し、合理的な運用方法を検討するとともに、全庁的に制度の周知徹底を図られたい。

今回の監査に関して、その経緯や背景からすると、個々の職員の問題もさることながら、組織の問題として、情報共有の不足、緊張感の欠如、チェック体制の形骸化があったと考えられる。市政に対する市民の不信感を招くことのないよう、職員一人ひとりが責任と自覚を持って担当業

務に当たるとともに、組織の管理体制の強化を図るよう強く望むものである。



## 住民監査請求書

2015年11月5日

一宮市監査委員 御中

請求人

一宮市 (省略)

TEL

## 第1 請求の要旨

## 1 ちびっ子広場に設置看板について

平成27年6月9日、ちびっ子広場に駐車禁止の立て看板が設置されました。その設置された立て看板(資料①)を見て、内容及び校正が不適切であると設置担当課に申し出ました。[不適切内容とは、一宮市所有のちびっ子広場に設置した看板に、当住宅周辺道路の駐車禁止の文言で、町会長名で一宮市の予算で設置すること。また、町内関係者以外の駐車を禁ずるの文言は、町内関係者は駐車は可能と読み取れる。]しかしながら、設置担当課は、別に問題はないとの回答でした。

その結果、7月3日付町内会長名で町内回覧(資料②)が流され、7月6日にはちびっ子広場は駐車場状態になりました(資料③、④、⑤)。何故そのような状態になったのか確認したところ、町内会長名で、町内に駐車許可証が配布されたものでした。

また看板の文言にある、当住宅周辺道路は駐車を禁ずるとの内容を愛知県警一宮署に駐車禁止道路の確認に行ったところ、回答は、周辺道路は駐車禁止ではなく、道路幅員も6.1m、5.1m、4.1mと無余地駐車ともならないとのことでした。

その結果を持って、設置担当課に資料③、④、⑤の写真を基に不適切な看板であると申し出たところ確認して看板の内容を変更するとの事でしたので、ちびっ子広場には、既に駐車禁止の看板(資料⑥)があるので、そのような内容でよいのではないかと写真を提供し担当者もそのような内容で準備していました。

しかしながら、訂正された内容は、「公園内(ちびっ子広場) 駐車禁止」でした(資料⑦)。公園という公園は存在せず、また近隣でも通称としても呼ばれておらず、この地に年居住して初めて聞く公園名です。

これは、昭和年、宅地開発され分譲するときに開発業者が住宅と銘打って販売されたもので、年経った現在は居住する住民も代替わりして住宅も死語となっています。それであるにも係わらず、公園としたのは、町内会長のノスタルジーによる、ごり押しを受け入れざるを得なくなったからです。

それは、当初町内会長からの申し出により、何の調査もせずに、町内会長からの文言をそのまま看板を作成し、それを訂正するに当たって町内会長の了承を得るのには、町内会長のごり押しである公園という文言を入れざるを得なかったからです。



## 2 看板設置における工事施工について

ちびっ子広場の駐車禁止の立て看板を設置するにあたって、起案文書(伺)は無く、直接一者(株式会社)に見積書(資料⑧1・2)を依頼しています。一宮市契約規則では、(見積書の提出)第55条 随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者に見積書を提出させなければならない。とありますが、起案(伺い文)は無く、一者( )に見積書を依頼し、その一者( )の選定理由も不明で、且つその一者( )は、看板業が本業ではなく、本業は印刷業である(資料⑨、⑩)。因みに、平成26年度同ちびっ子広場の看板は、看板業が本業の( )に依頼(資料⑪)している。

次に、仕様書におきましては、看板の基礎部分の、地中の寸法は明記されておらず、基礎部分の素材及び寸法も明記されていません。(資料⑫A)

また、歳出予算執行にあたり、費目は施設修繕費となっている(資料⑫1・2)が、看板設置は工事請負費となる。(『地方行政小事典』参照)

しかしながら、一宮市予算の編成及び執行に関する規則、第18条に基づき歳出予算流用伺の財務課長への提出もない。

## 3 看板の訂正にあてって(施行)

当初設置された看板は、見積書(資料⑬)によりますと、アルミ複合板3ミリ厚となっており、印刷は、シルクスクリーン印刷と思われます。(シルクスクリーン印刷とは、印刷部分(文字)に厚みがあり浮き上がったように印刷される。)

1で述べました件で、訂正にあたり、見積書(資料⑭)におきまして、アルミ複合板3ミリ厚とありますが、実際に行なわれた工事は粘着アルミシート(0.2ミリ)にオフセット印刷されたものが、当初の看板に貼り付けただけのものでした。

そのために、当初シルクスクリーン印刷された文字が訂正時に貼られたアルミシートが薄いために浮き上がって読めるために訂正の意味を持たない。(設置担当課職員確認済)その虚偽の工事に、工事(修繕)施行伺兼支出負担行為決議書付表(資料⑮)では、本工事の現場監督及び完成検査完了報告が8月5日に工事完成を認めている。

## 4 看板の設置場所について

設置された看板は、どの方向からも目視することが困難で、真横から見ることになったり、電柱の陰に隠れて見えなかったりで(資料⑯1・2)、意味のない場所に設置されています。

また、看板の支柱は見積書によると、40ミリ角スチームフレームであり、設置場所は子供がぶつかり怪我の危険があります。せめてちびっ子広場に支柱を建てることを考えれば、ぶつかっても最小限の被害に抑えられるよう、円柱の支柱を使用すべきである。

## 5 結論

以上の点から、歳出予算執行にあたり、何ら起案(伺い)もされず、町内会の駐車場にするため、町内会長が町内住民に駐車許可証を発行する目的で、不必要不適切な看板が設置され、尚且つ、虚偽の訂正工事が行なわれた。

## 第2 求める措置

- ・ 監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告をすることを求める。
- ① 不必要、不適切な看板を速やかに撤去し、原状へ復帰すること。
- ・ 随意契約における、一宮市契約規則及び予算の編成及び執行に関する規則、一宮市随意契約ガイドラインの徹底。
- ・ 不適切な虚偽工事を行なった者の一宮市の指名業者からの除外。

以上

### <添付資料>

- 資料① 6月9日設置された立て看板の写真
- 資料② 7月3日付町内会長よりの回覧のコピー
- 資料③ 駐車場と化したちびっ子広場の写真（7月6日）
- 資料④ 駐車場と化したちびっ子広場の写真（7月23日）
- 資料⑤ 町内会長より発行された駐車許可証の写真
- 資料⑥ 以前より設置されていた駐車禁止の看板の写真
- 資料⑦ 訂正後の看板の写真
- 資料⑧1 株式会社■■■■より徴収した看板フレームの見積書のコピー
- 資料⑧2 株式会社■■■■より徴収した看板台紙の見積書のコピー
- 資料⑨ 看板関係の指名業者名（入札執行調書）
- 資料⑩ 印刷関係の指名業者名（入札執行調書）
- 資料⑪ 子育て支援課が平成26年度■■■■ちびっ子広場に設置した看板の請求書
- 資料⑫A 地下部分の寸法、基礎部分の寸法が記されていない仕様書
- 資料⑫1 支出負担行為決議書（看板設置工事）
- 資料⑫2 支出命令書（看板設置工事）
- 資料⑬ 初期設置時看板台紙見積書（アルミ複合板3ミリ厚）
- 資料⑭ 看板訂正時、看板台紙見積書（アルミ複合板3ミリ厚）
- 資料⑮ 工事（修繕）施行伺兼支出負担行為決議書付表
- 資料⑯1 車より撮影の見えない看板の写真（看板は電柱の裏）
- 資料⑯2 車より撮影の見えない看板（真横のため）



# 住民監査請求書について（訂正）

2015年11月5日

一宮市監査委員 御中

請求人  
一宮市 (省略)  
〒

2015年11月5日提出の住民監査請求につきまして、下記内容に訂正くださいますようお願いいたします。

## 記

### 標題

- (誤) 住民監査請求  
(正) 職員措置請求書（住民監査請求）

### (誤)

#### 第2 求める措置

- ・監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告をすることを求める。
- ・不必要、不適切な看板を速やかに撤去し、原状へ復帰すること。
- ・随意契約における、一宮市契約規則及び予算の編成及び執行に関する規則、一宮市随意契約ガイドラインの徹底。
- ・不適切な虚偽工事を行なった者の一宮市の指名業者からの除外。

### (正)

#### 第2 求める措置

- ・監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告をすることを求める。
- ・不必要、不適切な看板を速やかに撤去し、原状へ復帰し、執行予算の返還を求める。
- ・随意契約における、一宮市契約規則及び予算の編成及び執行に関する規則、一宮市随意契約ガイドラインの徹底。
- ・不適切な虚偽工事を行なった者に見積書の内容とは異なる工事分の返還を求めるとともに一宮市の指名業者からの除外を求める。